

## 専修大学日本語日本文学会則

- 第一条 本会は専修大学日本語日本文学会と称する。
- 第二条 本会は専修大学国文学科・大学院国文学専攻、及び日本語日本文学科・大学院日本語日本文学専攻の卒業生・在学生・関係教職員、及び本会の趣旨に賛同し入会の手続きを経た者をもって会員とする。
- 第三条 本会は日本語学・日本文学研究の進展と会員相互の連絡提携をはかることをもって目的とする。
- 第四条 本会に左の役員をおく。役員は役員会を構成し、本会の運営にあたる。役員の任期は二カ年とする。ただし再任を妨げない。
- 会長 一名 評議員 若干名 委員(庶務・編集・会計・監査)
- 第五条 会長は専修大学日本語日本文学科長がこれにあたる。
- 第六条 本会の目的を達成するため左の事業を行う。
- 1、研究会・講演会の開催
  - 2、研究書・論集(専修国文)等の編集・刊行
  - 3、総会・懇談会の開催
  - 4、会員名簿の作成
  - 5、研究助成(助成を受けた者は研究期間終了後二年以内に成果を発表する)
  - 6、その他必要な事業
- 第七条 本会は原則として毎年一回の定期総会を開催し、事業報告、会計報告を行う。
- 第八条 本会には必要に応じて役員会を開催し、年間事業計画及び収支予算・決算を決議する。
- 第九条 本会に定めのない事項については、役員会において決定する。
- 第十条 本会の会計は会費・寄附金、その他の収入による。
- 本会の事務所は専修大学日本語日本文学科研究室におく。
- 付記
- 一、細則については別に定めるところによる。
  - 二、本会則は昭和四十一年十一月十一日より施行する。
  - 三、本会則は平成十三年七月三日より施行する。
  - 四、本会則は平成十五年十一月十一日より施行する。

二〇〇六年一月十日発行

専修国文 第七八号

発行所 専修大学日本語日本文学会

郵便番号 二四八五八〇

川崎市多摩区東三田二一〇一

電話 〇四四一九一一七二二二(代)

編集兼 専修大学日本語日本文学会  
発行人 代表 坂 坂 則 子

印刷所 株式会社東京印刷

郵便番号 一〇一〇〇一六

東京都千代田区三崎町三十四一〇

電話 〇三三三二六三二二(代)

FAX 〇三三三二六一三三九九七

メールアドレス [tokyoprinting@wonder.ocn.ne.jp](mailto:tokyoprinting@wonder.ocn.ne.jp)